

泉佐野市 2・3号認定 利用者負担額(保育料)表

泉佐野市の利用者負担額					
階層区分		3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0円	0円	無償化につき0円	
B 1	市民税非課税世帯	0円	0円		
B 0	うち「特定世帯」	0円	0円		
C 2	市民税所得割課税額 48,600円未満	11,500円	11,300円		
C 1	うち「特定世帯」	4,500円	4,500円		
D 1	市民税所得割課税額 73,000円未満	15,500円	15,300円		
	うち「特定世帯」	4,500円	4,500円		
D 2	市民税所得割課税額 97,000円未満	25,500円	25,100円		
	うち77,101円未満 の特定世帯	4,500円	4,500円		
D 3	市民税所得割課税額 150,000円未満	31,500円	31,000円		
D 4	市民税所得割課税額 169,000円未満	42,000円	41,300円		
D 5	市民税所得割課税額 235,000円未満	48,500円	47,700円		
D 6	市民税所得割課税額 301,000円未満	54,000円	53,100円		
D 7	市民税所得割課税額 301,000円以上	55,000円	54,100円		

- (注1) 「特定世帯」とは母子世帯等、障害児(者)のいる世帯、その他要保護者等特に困窮していると認められる世帯。
- (注2) 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する場合は、**最年長の子どもから順に2人目以降は0円とする。**  
ただし、市民税所得割課税額が 57,700 円未満（特定世帯の場合は 77,101 円未満）の世帯は、子どもの年齢制限を撤廃し、**最年長のこどもから順に2人目以降は0円とする。**
- (注3) 保護者の月当たりの労働時間が64時間以上120時間未満の場合は、保育短時間に該当する。それ以外は保育標準時間とする。
- (注4) 年度途中で満3歳に到達した場合、その日が属する年度中は3歳未満児の利用者負担額を適用する。
- (注5) この表における市民税所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当控除等の控除を適用外とした額とする。

※利用者負担額（保育料）は、保護者の市民税額で決定します（主たる生計主宰者が祖父母の場合は、その人の市民税額を合算して決定）。4月から8月までは前年度市民税額で決定とし、9月から翌年3月までは当該年度市民税額で決定となります。これにより、収入等の状況によっては、9月から利用者負担額（保育料）が変更となることがあります。

例：令和6年度保育料

R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3
------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	------	------	------

前年度市民税額（R4年中所得）で決定

当該年度市民税額（R5年中所得）で決定